

(広報資料)



令和2年4月3日
京都市子ども若者はぐくみ局
〔担当：子ども若者未来部育成推進課〕
〔電話：746-7610〕

京都市百井青少年村の宿泊棟の使用停止及び今後のあり方の検討について

京都市では、青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るため、キャンプなどの野外活動を行っていただくための公の施設として、京都市百井青少年村を設置しています（昭和47年開設）。

しかしながら、この度、老朽化や平成30年度の台風等により損傷の見られた宿泊棟（山の家及びロッジ）について、点検や補修の見積りを行おうとしたところ、腐食した床が陥没するなど、想定以上に老朽化が進行していることが判明しました。

このため、現在の建物のまま適切な宿泊サービスを提供することは難しいことから、以下のとおり、宿泊棟の使用を停止しますので、お知らせします。

記

1 宿泊棟の使用停止期間について

令和2年4月4日（土）から令和3年3月31日（水）まで

2 宿泊棟以外の施設について

宿泊棟以外の交流センターやテントサイトについては、通常どおり御利用いただくことができます。

3 今後の施設のあり方について

今後の施設のあり方については、令和2年度の早期に外部有識者による検討会議を発足し、御議論を頂く予定です。